

滋賀県水環境技術等開発支援補助金 交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県水環境技術等開発支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等をいう。

2 この要綱において、「水環境」とは、水質や水循環、水生生物等の水に関わる要素により構成される環境をいう。

3 この要綱において、「水環境技術等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 持続可能な水環境の維持または利用のための水質改善その他の水環境に関する技術

(2) 水環境および水環境に係る生態系サービスならびに地域資源の保全または活用に関する技術および手法

(目的)

第3条 この補助金は、県内の中小企業者等が水環境技術等の開発を行うために要する経費を予算の範囲内で補助することにより、県内の中小企業者等が実施する水環境技術等の実用化を支援し、もって国内外の水環境課題の解決に貢献するとともに本県経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 滋賀県内に事務所または事業所を有すること。

(2) 交付申請時まで「しが水環境ビジネス推進フォーラム」に入会していること。

(3) 県税を滞納するなど法令に抵触し助成することが適当でないと認められる者でないこと。

(4) 次のアからウのいずれかに該当する者でないこと。

ア 発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者等に該当する者以外の者（会社および個人に限る。）であって事業を営むものをいう。）が所有している中小企業者等

イ 発行済株式の総数または出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者等

ウ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者等

- (5) 事業実施主体が事業共同体である場合は、補助対象者が当該事業共同体の代表者として企画運営等を行うなど、当該事業共同体の代表者と認められる者であること

(補助対象事業)

第 5 条 補助対象事業は、水環境技術等の実用化に向けて、その開発をしようとするもの（製品等の製造販売または補助対象者の事業活動において活用するために水環境技術等を開発しようとするものをいい、基礎研究または技術の開発を主目的とするものその他これに類するものは除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 持続可能な水環境の維持または利用のための水質改善その他の水環境に関する技術を利用した製品等の開発

(2) 水環境および水環境に係る生態系サービスならびに地域資源の保全または活用に関する技術および手法の開発

2 前項に該当するものであっても、次の各号に該当するものは補助対象事業としない。

(1) 産業廃棄物の発生抑制および資源化ならびに産業廃棄物を使った製品の開発を主目的とするもの

(2) 沈水植物等の水草（侵略的外来水生植物を含む。）に関するものであって、次のアからウのいずれかを主目的とするもの

ア 既存技術の改良

イ 繁茂抑制、除去、有効利用または処分に関する技術の開発

ウ 有効利用の推進に関する仕組みづくり

(補助率および補助額)

第 6 条 補助率は、次条に掲げる補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、一の補助対象者当たりの補助金の額は、50 万円以上 500 万円以下とする。

(補助対象経費)

第 7 条 補助対象経費は、補助対象事業に係る経費のうち別表に掲げる経費とする。

(事業計画書の提出)

第 8 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、事業計画書（様式第 1 号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の内示)

第9条 知事は、前項に規定する事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助対象事業として適当と認めたときは、補助金の額の内示を行うものとする。

2 知事は、前項の内示を行うに当たっては、別に定める審査会の意見を聴取するものとする。

(補助金の交付申請)

第10条 前条第1項の補助金の内示を受けた者は、補助金交付申請書(様式第2号)を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第11条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定は、申請を受け付けた日から30日以内に行うこととし、その通知は補助金交付決定通知書(様式第3号)により行う。

(申請の取下げ)

第12条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第13条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業(補助金の交付の決定を受けた事業をいう。以下同じ。)の経費区分の配分を変更しようとするとき。ただし、経費区分ごとに配分された額の20%以内、または10万円以内の流用増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。

(3) 補助事業を中止または廃止しようとするとき。

- 2 知事は、前項の変更等の承認に当たっては、申請を受け付けた日から 30 日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに遅延等報告書（様式第 5 号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して 14 日を経過した日までに、補助事業実績報告書（様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

- 2 第 10 条第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(検査)

第 16 条 知事は、前条第 1 項の実績報告が行われた日から起算して 14 日以内に、書類審査および必要に応じて行う現地調査等（以下「完了検査」という。）を実施するものとする。

- 2 知事は、完了検査を実施する際、必要に応じ参考となるべき報告および資料の提出を求めることができる。

(補助金の額の確定および交付)

第 17 条 知事は、前条の検査により補助対象経費として適当と認められた経費の実支出額から補助事業に伴う収入額を除いた額に補助率を乗じて得た額と、配分された補助金の額のいずれか低い額を交付すべき補助金の額とし、補助金確定通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知は、第 15 条第 1 項の実績報告が行われた日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- 3 補助金の交付は、前項の通知の日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(補助金の概算払)

第 18 条 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払交付請求書（様式第 8 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 19 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（消費税等仕入控除税額が 0 円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(財産の管理および処分)

第 20 条 補助事業者は、補助事業の完了後も、当該補助事業により取得し、または効用が増加した機器、設備もしくは施設等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、財産処分制限期間（昭和 53 年 8 月 5 日付け通商産業省告示第 360 号に定める補助事業により取得し、または効用の増加した財産の処分制限期間に相当する期間をいう。）を経過する以前に財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 10 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格または増加価格が 50 万円未満のものはこの限りではない。

3 知事は、前項の財産処分の申請があった場合は、その日から起算して 30 日以内に結果を申請者に通知するものとする。

4 知事は、財産の処分により補助事業者収入があるときは、その収入に相当する額の全部または一部を県に納付させることができる。

(補助金交付後の事業の経過報告)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 5 年間は、毎会計年度終了後 30 日以内に当該補助事業に係る過去 1 年間の状況等を、事業経過報告書（様式第 11 号）により知事に報告しなければならない。

(知的財産権等の取扱い)

第 22 条 補助事業を実施することにより発生した知的財産権等（特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権等をいう。）の権利は、補助事業者に帰属するものとする。

2 補助事業者は、補助事業を実施した年度または補助事業年度の終了後 3 年以内に知的財産権等を出願もしくは取得した場合、またはそれらを譲渡し、もしくは実施権を

設定した場合には、当該年度の終了後 10 日以内に知的財産権等報告書（様式第 12 号）を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第 23 条 知事は、第 20 条の規定による財産の処分、知的財産権等の移転または補助事業の他への供与により補助事業者が収益が生じたと認められるときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

（成果の公開）

第 24 条 知事は、補助事業に係る成果について、補助事業者が不利益となる情報を除き公開することができる。

（補助金に係る経理）

第 25 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 26 条 第 10 条第 1 項の規定に基づく交付の申請、第 12 条の規定に基づく申請の取下げ、第 13 条第 1 項の規定に基づく変更承認の申請、第 14 条の規定に基づく遅延等の報告、第 15 条第 1 項の規定に基づく実績報告、第 18 条の規定に基づく支払請求、第 19 条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第 20 条第 2 項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第 21 条の規定に基づく経過報告または第 22 条第 2 項に規定する知的財産権等の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第 27 条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行し、令和 3 年度の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 22 日から施行し、令和 4 年度の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 18 日から施行し、令和 5 年度の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 9 日から施行し、令和 6 年度の補助金に適用する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 7 日から施行し、令和 7 年度の補助金に適用する。

別表（第7条関係）

経費区分	内 容
賃金	・ 補助対象事業の実施を目的に新たに雇用する者に係る賃金
謝金	・ 外部専門家等に対する謝金
旅費	・ 外部専門家等に対する旅費
材料費・消耗品費	・ 補助対象事業の実施に直接必要な材料および消耗品の購入に要する費用
機器設備費	・ 補助対象事業の実施に直接必要な機器等の購入、保守または改造に要する費用
賃借料	・ 機器等の借上料および損料、物品等の使用料、車両借上料および会場借上料ならびにこれらに類する費用
資料費	・ 資料および書籍等の購入等に要する費用
印刷費	・ 補助対象事業の実施に直接必要となる資料等の印刷に要する経費
通信運搬費	・ 補助対象事業の実施に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料であって、補助対象事業に使用したことが確認できる経費
委託費	・ 補助対象事業の実施に必要な工程の一部を外部機関等に委託する経費であって、他の経費区分に掲げられた経費以外のもの
その他経費	・ 上記のほか、知事が特に必要と認める経費